

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）及び鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）の修正案の概要について

令和 6 年 9 月 2 日
原子力安全対策課

県の原子力防災に関する取組み、原子力防災訓練等により得られた教訓、防災基本計画や原子力災害対策指針の改正等の反映により、鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）及び鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）の修正を行う。

1 計画の概要

(1) 目的

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）は、本県の原子力災害対策の基本となるものであり、災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法に基づき、原子力災害の事前対策並びに発生時に、県や米子市・境港市・三朝町、その他防災関係機関がとるべき措置を定め、県民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的として定めている。

鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）は、鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）の避難についてまとめたものであり、住民避難を迅速かつ確に実施することで、県民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的に定めている。

(2) 対象施設

- ①中国電力株式会社 島根原子力発電所（島根県松江市）
- ②国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター（岡山県鏡野町）

2 主な修正項目等

(1) 能登半島地震等を踏まえた記載の充実

① 被災状況に応じた避難経路変更等

複合災害発生時には、避難経路の被災状況に応じて経路変更などを行い対応するものとし、陸路以外での避難の実施などの対応も含めて検討することを記載。

【地域防災計画】

P102（第4章 複合災害対策 第3節 避難、屋内退避等の防護措置の実施）

【広域住民避難計画】

P31（第3章 実施要領 第11節 複合災害時における避難）

② 屋内退避に係る記載の充実

ア 長期間の屋内退避から避難への切替え検討等

屋内退避を長期に行うことは困難を伴うことから、長期の屋内退避が想定される場合は避難への切り替えを検討すること、またその際は市町長から避難指示を出すことを記載。

【地域防災計画】

P81（第3章 緊急事態応急対策 第4節 避難、屋内退避等の防護措置）

【広域住民避難計画】

P7（第2章 状況 第2節 緊急事態における対応等 3 防護措置）

イ 放射線防護対策施設の平時の維持管理及び被災時の復旧作業等

放射線防護対策施設での屋内退避に支障を来すことが無いよう、定期点検を行うなど、平時から放射線防護対策設備の維持管理に努めることと、設備が使用できない場合は復旧作業と並行して避難準備を行うことを記載。

【地域防災計画】

P36（第2章 原子力災害事前対策 第8節 避難受入活動体制の整備）

【広域住民避難計画】

P49（第5章 後方支援 第4節 避難所 1 避難施設の指定）

③ 複合災害時の避難行動について平時からの普及啓発及び災害発生時の周知

複合災害が発生した場合は、如何に放射線を避けるかという放射線防護の基本的考え方に基づき、人命優先の観点から自然災害に対するリスクが極めて高い場合には、自然災害に対する避難行動をとり、安全が確保された後に原子力災害に対する避難行動をとるという基本的な考え方を平時から普及啓発することを明記し、あわせて、災害発生時においても、様々な手段で周知することを記載

【地域防災計画】

P45（第2章 原子力災害事前対策 第14節 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発及び情報発信）

P101（第4章 複合災害対策 第3節 避難、屋内退避等の防護措置の実施）

(2) 原子力防災訓練の教訓や県の取組み等の反映

① 原子力防災支援基地の運用について記載

避難の実効性確保に向けた後方支援体制として、避難退域時検査で使用する資機材等を保管し、避難支援を行う広報拠点としての原子力防災支援基地が、鳥取市と江府町の県内2か所に整備が完了し、運用を開始したことを記載する。

また、訓練から得られた教訓として、以下について記載。(地域防災計画のみ)

- ・資機材の輸送事業者との運用体制の整備
- ・他地域からの資機材等の受入体制の整備
- ・他地域で原子力災害が発生したことを想定した資機材支援

【地域防災計画】

P42(第2章 原子力災害事前対策 第11節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備)

【広域住民避難計画】

P31(第3章 実施要領 第8節 避難退域時検査の実施 8 原子力防災支援基地)

② 災害対策本部事務局の体制の見直し

訓練結果などから災害対策本部事務局体制が見直されたことに伴い、原子力班を原子力グループとすることを記載。

【地域防災計画】

P65ほか(第3章 緊急事態応急対策 第3節 活動体制の確立)

【広域住民避難計画】

P56(第6章 実施体制 第1節 県等の活動体制 2 災害対策本部の設置等)

(3) 国の防災基本計画、原子力災害対策指針の改正を踏まえた修正等

① 緊急時対応レベル(EAL)の見直し

国の定める指針等において、沸騰水型軽水炉の緊急時活動レベルの判断基準に特定重大事故等対処施設である緊急時制御室が追加されたことを踏まえた修正。

【地域防災計画】

P127(別添3 島根原子力発電所及び人形峠環境技術センターに係る各緊急事態区分を判断する EAL)

(4) その他、所要の修正、文言の修正等の軽微な修正

3 県民等への意見募集結果

(1) 意見募集の概要

- 意見募集期間 7月25日(木)から8月7日(水)まで
- 実施方法 県ホームページ、県庁県民室や各総合事務所、市町村役場窓口等にて意見募集
- 意見総数(応募者数) 1件(1名)

(2) 主な意見等の内容と意見に対する県の考え方

No.	意見等の内容(要旨)	意見に対する県の考え方
1	<p>【複合災害への対応について】 津波被害で一部道路制限の事故想定では無く、複合災害のある最悪の状態を事故想定を行うべきである。(津波だけが蓋然性が高いわけではない) 「第3章実施要領 第11節 複合災害時による避難」のような自然災害を全て考慮した被害想定をすべきである。 宍道(鹿島)断層(39km)での被害想定では液状化が発生するおそれがあり、車の通行が阻害される。津波の被害では岸壁が使用不能の上に流木・瓦礫等で船が接岸できなくなり船舶による避難が困難となる。大雪では、交通障害もあるが汚染された積雪上を避難しなければならない。 上述の現象が同時に起きても対処可能な最悪のシナリオを想定し、的確に住民避難を履行できるように計画すべきである。</p>	<p>本計画は、原子力災害と地震や津波、大雪などといった自然災害が同時に発生する複合災害を想定して策定しています。 複合災害が発生した場合は、まずは人命の安全を第一とし、自然災害に対する避難行動を取り、その安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動を取るとしており、不測の事態においては、自衛隊等の実動組織による陸路・海路・空路による支援を受けながら、被災状況に応じて屋内退避又は避難を実施することとしています。 引き続き複合的な事態に対して迅速かつ同時並行的に対処できるよう、今後も実動組織等の防災関係機関と連携した防災訓練等を重ねながら、計画の更なる実効性向上を図ってまいります。</p>